

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p><b>【工事内容】</b>            警察本部庁舎において、常用発電設備（ガスタービンエンジン）が放出する廃熱を温水にして、冷暖房運転の熱源として利用するコーポレート・システムを稼働しているが、循環する温水の余剰熱を放熱するための熱交換器が、長年の使用により水室カバーの経年劣化が進み、水密性が低下しており、漏水により運転停止の恐れがあるため、水室カバー等の部品取替えを行うもの。</p> <p><b>【選定業者】</b>            大垣市本今町1682-2            神鋼造機株            代表取締役社長 笹木 博</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>コーポレート・システムは、発電設備、排熱系・冷却系等の設備が連携された特殊設備であり、補修工事ではシステム全体の運転調整が必要であるため、当該設備を熟知し、機器仕様に精通し、工事のノウハウを有した製造業者かつ保守点検業者である神鋼造機株式会社しかできない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。